平成２７年（フ）第９０号
鳥取県鳥取市徳尾68番地１　県住57－１－７
債務者　段田　香映
1　決定年月日時　平成27年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５５号
宮崎市潮見町106番地１　ＷｉｎｓＨｏｍｅ潮見302号
債務者　那須　　正
1　決定年月日時　平成27年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２００号
金沢市神宮寺２丁目20番２号
債務者　スナックまりこと　松井　真里
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０３号
石川県白山市吉野北61番地２
債務者　小林内装こと　小林　　等
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５５号
佐賀県唐津市新興町90番地　新興岩村Ⅱ－202号
債務者　富田　眞司
1　決定年月日時　平成27年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第６２号
佐賀県唐津市唐房３丁目4602番地１
債務者　野崎　智嗣（旧姓鹿島）
1　決定年月日時　平成27年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第３７９号
神奈川県小田原市飯泉822番地の４　スカイハイツ門松105
債務者　佐野　順一
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第７２号
山口市仁保中郷6402番地２
債務者　岡　　幸（旧姓小谷・木下）
1　決定年月日時　平成27年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８９号
山口市三和町17番31―209号、前住所山口市大内長野1950番地１
債務者　柏田　光彦
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０５９号
愛知県知多市八幡字樹木126番地の４
債務者　水間ゆかり
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３７号
北海道釧路郡釧路町緑１丁目62番地
債務者　木下　幸寛
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１３６５号
神奈川県茅ヶ崎市下町屋２丁目10番34号　上田荘201号
債務者　山崎登喜雄
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３８８号
横浜市青葉区荏田西１丁目12番地35　サンヴェール市が尾の丘503号
債務者　堀内　麻子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４８２号
横浜市南区山王町２丁目16番地　ライオンズマンション吉野町第５　101号室
債務者　後藤　拓磨
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後４時
横浜地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第６４７号
東京都多摩市桜ヶ丘３丁目30番地の８
債務者　奥田　壽子
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７１３号
東京都小平市御幸町122番地
債務者　山田　奈央（旧姓浅井）
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７３７号
東京都立川市高松町２丁目25番10号立川ジャストハイム302号
債務者　藤田紳多朗
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部